

## 先端設備等導入計画の主な要件

|          |   |
|----------|---|
| 主な要件     | 内容  |
| 計画期間     | 計画認定から3～5年間   |
| 労働生産性    | 計画期間において、直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。   |
| 先端設備等の種類 | 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備<br><b>【減価償却資産の種類】</b><br>機械装置、器具備品、測定工具及び検査工具、建物付属設備、ソフトウェア   |
| 計画内容     | <p>(1) 先端設備等導入の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の内容及び実施時期</li> <li>・労働生産性の向上に係る目標</li> </ul> <p>(2) 先端設備等の種類及び導入時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要<br/>             例) 機械の種類、名称・型式、設置場所等</li> </ul> <p>(3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(4) 雇用に関する事項（賃上げ方針を従業員へ表明した旨を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の導入促進指針及び市川市の導入促進基本計画に適合するものであること</li> <li>・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>・認定経営革新等支援機関において、事前確認を行った計画であること。</li> </ul> |